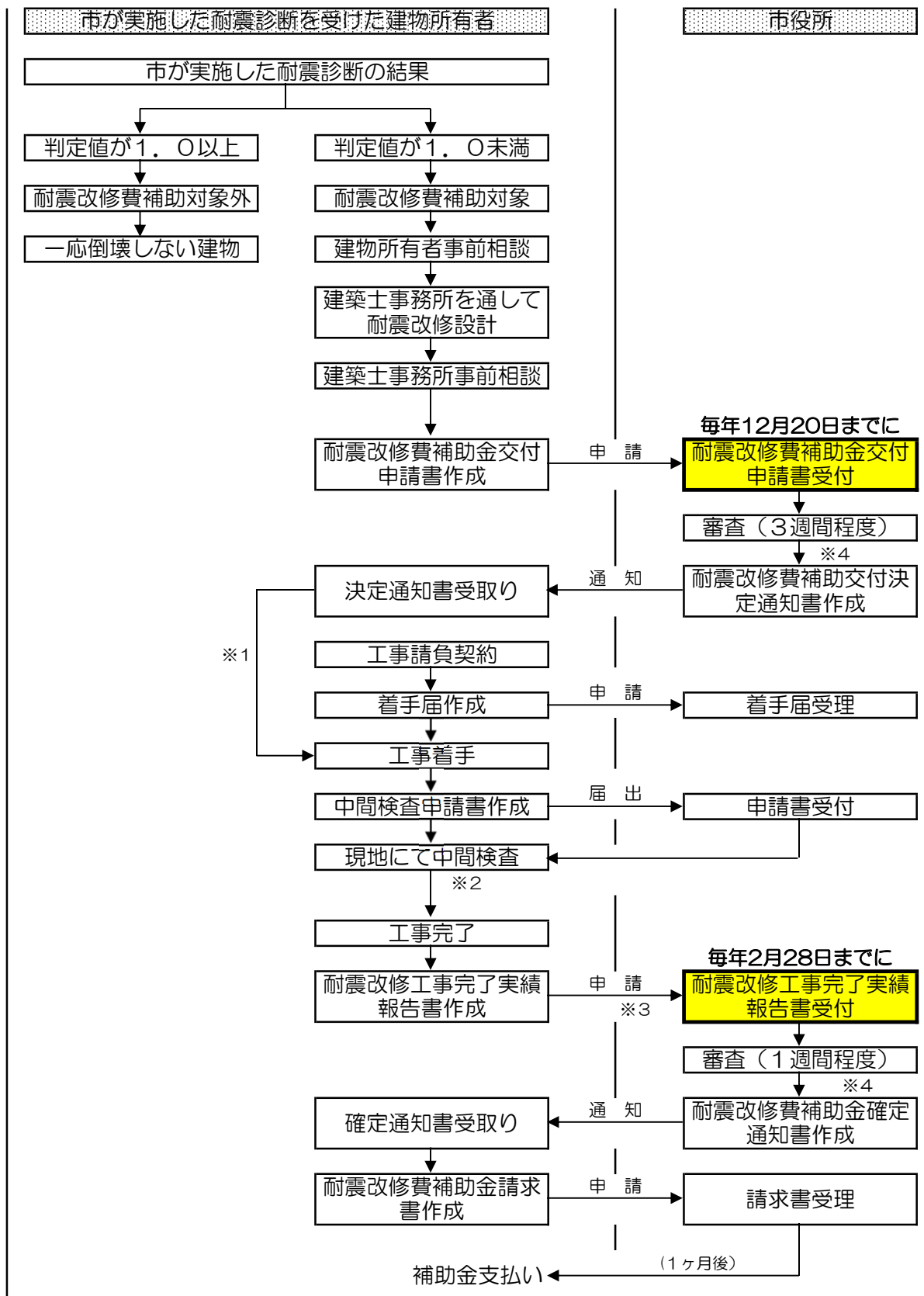


§ 豊明市木造住宅耐震改修費補助事業の手続きの流れ



- ※1 決定通知日前に工事の着手をした場合は、補助金の交付が出来ない場合があります。
(補助申請中で交付決定に至っていない申請を含む)
なお、工事の着手とは、建築基準法第3条第2項中の「工事中」とみなされる行為とします。
- ※2 計画の変更等がある場合は、変更内容を整理した後、直ちに変更申請書等の提出が必要です。
(出来る限り、中間検査時までに変更申請をお願いします)
- ※3 所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置に関する証明申請書を同時に提出してください
- ※4 訂正や差し戻し期間を除く